

防風林普及啓発イベント委託
公募型プロポーザル
実施要領

令和7年5月
芽室町農林課農林企画係

1. 目的

本実施要領は、防風林普及啓発イベント委託について、価格競争だけによる業者選定ではなく、事業者の提案による本町の実態把握、事業に対する考え方、事業時の実現性、事業実施に関する能力など複数の観点から選定することを目的としています。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の優先交渉権利者として協議します。

2. 業務概要

- (1) 業務委託名 防風林普及啓発イベント委託
- (2) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年12月19日まで
- (4) 提案上限額
2,892,000円（税込）
- (5) 業務内容

本事業の目的は、近年植樹祭等の森林に触れる機会が消失していることから、改めて森林の大切さ、多様性を学ぶ機会を創出するため、芽室遺産である日本一の10線防風林にて、林内の環境、生息する生物の生態、観察を行い、森林の大切さ、機能性や多様性を子どもから大人まで学べる木育イベントを実施する。

3. 事務局

本業務における担当部署及び企画提案書等の提出先は次のとおりとします。

- 【窓 口】 芽室町農林課農林企画係
- 【住 所】 〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地
- 【連絡先】 電話：0155-62-9725（内線263） FAX：0155-62-3757
メール：n-kikaku@memuro.net

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する単体企業または共同企業体等とします。

- (1) 芽室町の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、登録されていない者においては、同様の要件が備わっているかの確認を必要とする。また、審査を経て優先交渉権利者となり、委託契約を締結するに至った場合には、競争入札参加資格審査の登録申請をし、参加資格を有しなければならない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

- (4) 芽室町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 26 号）に掲げる対象者に該当しないこと
- (5) 適切な執行体制を有し、充分な業務遂行能力を有していること
- (6) 参加者の本社及び支所、営業所等が北海道内に所在していること
- (7) その他必要と認められる要件

5. スケジュール

(1) 実施要領の公表	令和 7 年 5 月 26 日（月）
(2) 参加表明書等提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）17 時 30 分
(3) 資格審査結果通知	令和 7 年 5 月 30 日（金）
(4) 企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時 30 分
(5) 審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 6 月 16 日（月）
(6) 最終審査結果の通知	令和 7 年 6 月 24 日（火）

6. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）17 時 30 分（必着）
(2) 提出書類	
(ア) 参加表明書（様式 1）	
(イ) 参加資格要件確認書（様式 2）	
(ウ) 直近年度の市町村税の納税証明書の写しなど未納がないことを確認できるもの（ただし芽室町の令和 7・8 年度における競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は除く）	
(3) 提出方法	持参または郵送にて提出すること。なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の 8 時 45 分から 17 時 30 分までとし、郵送は書留郵便で、提出期限までに必着のこと
(4) 提出先	芽室町農林課農林企画係 〒082-8651 河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地

7. 資格審査結果通知

資格審査結果を令和 7 年 5 月 30 日（金）に、電子メール及び郵送で通知します。なお、審査結果について、電話等での問い合わせには一切応じません。

8. 企画提案書等の提出

企画提案に必要となる提出書類は次のとおりとします。
書類は、ファイル等で綴じ、期限内に提出すること。なお、正本については、見積書に社印を押印してください。

(1) 提出期限	令和 7 年 6 月 10 日（火）17 時 30 分
(2) 提出書類	
(ア) 企画提案書	正本 1 部、副本 4 部

(イ) 見積書（様式3） 正本1部、副本4部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成してください。なお、要件を満たさない内容またはより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。企画提案書の枚数は6枚以内とする。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成してください。

なお、提出する企画書の全てにおいて会社名等を明記しないこと。

番号	項目	最大頁数	記載すべき事項
1	会社情報、業務実績	1～2頁	会社概要、公共団体等の実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ・会社概要、経営状況 ・本業務内容と同様または類似の過去3年間程度の業務実績
2	本業務に対する取り組み体制等		本業の受託に関して、基本的な考え方及び取り組み方針について、以下の点を中心に記載すること。 ・事業に関する基本的な考え方(現状と課題を含む) ・受託業務の実施体制
3	具体的な事業内容	2～4頁	防風林の普及啓発を目的とした10線防風林内での木育活動 ※本実施要領2.(5) 業務内容を参照

(イ) 見積書

業務の一式についての見積りを記載し提出してください。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算してください。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とします。

9. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

- (1) 実施要領等に示された条件に適合しない場合。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない等の不備、もしくは虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 上記のほか、無効に相当する事由があると審査委員会が認めた場合。

10. 企画提案選考

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして下記の方法で実施します。プロポーザルの評価項目は別に掲げるものとし、審査委員が審査し選定します。

(1) 審査方法

提案書の内容及び金額について書類及び必要に応じてプレゼンテーション等を別に定める審査基準表、評価項目により審査し採点します。なお、プレゼンテーションは、拡大パネルやパワーポイント等を使用した拡大映像は認めますが、追加資料の提出は一切認めません。

(ア) 実施日（予定） 令和7年6月16日（月） 45分間

会場等の詳細は、事前に文書にて通知します。

(イ) 使用機材

プロジェクト、スクリーンは町が準備します。パソコン等必要なものは持参してください。

(ウ) 時間配分

※プレゼンテーション 15分間（必要に応じて）

質疑応答 30分間

(エ) 優先交渉権利者の選定

評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権利者とし、審査結果は、令和7年6月24日（火）付けて、電子メール及び郵送にて文書で通知します。

(オ) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとします。

11. 契約

- (1) 本町と優先交渉権利者は契約の交渉を行い、双方が合意した場合に業務委託契約を締結します。
- (2) 契約交渉が不調の場合は、次選交渉権利者と契約の交渉を行います。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱うことを基本としますが、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本町が判断した場合は、本町と企画提案者との協議により、項目の追加、変更または削除、金額の変更を行うこととします。
- (4) 契約者の決定後に、企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合は、契約金額の減額または損害賠償請求等を行う場合があります。

12. その他事項

- (1) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しないこととします。

- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めないものとします。
- (4) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、「辞退届」(様式4)を提出してください。
- (5) 提出書類ならびに、審査経過及び結果は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがあります。
- (6) 上記のほか、本町から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じること。
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定めます。
- (8) 審査の経過及び結果についての異議申立は受け付けません。